

不要な電話勧誘、断って

海産物などを勧める電話がかかってきたことはありませんか。そのような勧誘を受けた時の注意点やトラブル事例をご紹介します。

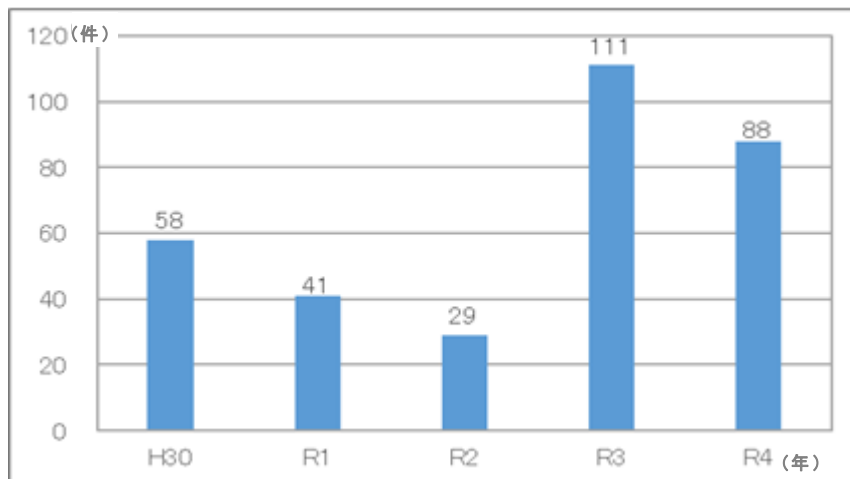
▼高齢の母が電話で勧誘を受け海産物を複数回購入している。断ったつもりでも代引きで商品が届くので仕方なく受け取っているようだ。(60代・男性)

▼電話勧誘を受け海産物のセットを購入した。勧誘時の説明や金額に見合わない粗悪な商品が届いた。(50代・男性)

特別値引きなどでお得感を強調したり、困っている事業者を助けてほしいなどと情に訴えたりする強引な勧誘が見られます。不要であればきっぱりと断り、すぐに電話を切ることが重要です。断っている相手への再勧誘は法律で禁止されています。

商品が届いてしまっても、電話勧誘販売の場合は、契約書面を受け取ってから8日間はクーリングオフができますし、期間が過ぎてもクーリングオフができる場合があります。

代引き配達で届いた場合は、お金を取り戻せない恐れもありますので、すぐには支払いに応じないようにしましょう。事業者とのトラブルにお困りのときは、できるだけ早めにお近くの消費者相談窓口にご相談ください。



※県内の消費生活相談窓口寄せられた海産物の電話勧誘に関連する相談件数

岐阜県県民生活相談センターの消費生活相談窓口では、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などでのトラブルや、身に覚えのない請求などの相談を電話又は面接で受け付けています。

電話：058-277-1003

月～金曜日（祝日、年末年始は除く）8：30～17：00

土曜日（祝日、年末年始は除く）9：00～17：00（電話相談のみ）

消費者ホットライン：☎（局番なし）188番（いやや!）

※188番は、お近くの市町村又は県の相談窓口につながります。